

財産目録

令和 7 年 3 月 31 日

[1] 資産総額	27, 116, 978, 160
[2] 負債総額	2, 076, 132, 768
[3] 正味財産	25, 040, 845, 392

(単位：円)

科 目	面 積	金 額
[1]資 産		27, 116, 978, 160
1.基本財産		14, 772, 241, 879
(1) 土地		
校地	5, 080. 63 m ²	6, 920, 673, 546
(2) 建物		
校舎	18, 791. 68 m ²	7, 135, 996, 675
(3) 構築物・機器備品他		263, 109, 309
(4) 借地権他	780. 71 m ²	452, 462, 349
2.運用財産		3, 633, 299, 181
(1) 固定資産		678, 469, 752
(2) 現金預金		2, 673, 273, 433
(3) その他の流動資産		281, 555, 996
3.収益事業用財産		8, 711, 437, 100
[2]負 債		2, 076, 132, 768
(1) 未払金		186, 945, 862
(2) 前受金		1, 872, 337, 602
(3) その他の流動負債		16, 849, 304

役員及び評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人イーエスピー学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第58条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、賞与、その他の役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員及び評議員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬)

第3条 常勤の各役員に対する報酬総額（年額）の上限の額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に定める指定職俸給表における各号俸給月額に24を乗じた額とし、各役員の報酬総額はその範囲内で支給する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。
- 3 職員を兼ねる役員及び評議員は、無報酬とする。
- 4 この法人の職員でない評議員（以下「外部評議員」という。）に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(費用)

第4条 役員及び外部評議員には、別に定める通勤手当支給内規及び出張各手当の基準に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員及び外部評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次に定める時期とする。

- (1) 毎月24日(ただし、支払日が金融機関の休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払うものとする。)
- (2) 賞与 毎年7月及び12月に支給することがある。
- 2 非常勤の役員及び外部評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和3年5月28日より施行する。

附則 この規程は、令和5年3月23日より施行する。

附則 この規定は、令和7年4月1日より施行する。

附則 この規定は、令和7年5月30日より施行する。

別表第 1（非常勤の役員の報酬）

	日 額
理事会等会議への出席（*1）	10,000円
上記の他，法人業務のための勤務	10,000円

- （*1）当該会議に付帯する手続きその他の事項を含む。
 なお、同日開催の複数の会議に出席した場合においても、
 1日として取り扱う。

別表第 2（この法人の職員でない評議員に対する報酬）

	日 額
評議員会等会議への出席（*2）	10,000円

- （*2）当該会議に付帯する手続きその他の事項を含む。
 なお、同日開催の複数の会議に出席した場合においても、
 1日として取り扱う。